「清須市地域防災計画」新旧対照表(総則)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	1 総則	1 総則
	第2章 防災ビジョン	第2章 防災ビジョン
	第2節 基本目標	第2節 基本目標
7	2 重点を置くべき事項	2 重点を置くべき事項
	(3) 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	(3) 市民等の円滑かつ安全な避難に関する事項
	市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避	市民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避
	難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立	難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立
	退き指示等に加えての必要に応じた <mark>屋内での待避等</mark> の指示、避難行動要支援	退き指示等に加えての必要に応じた <u>「屋内安全確保」</u> の指示、避難行動要支
	者名簿の作成及び活用を図ること。	援者名簿の作成及び活用を図ること。
	(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項	(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項
	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供	被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提
	するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境	供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環
	の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、	境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整
	被災者台帳の作成及び活用を図ること。	備、 <u>積極的な</u> 被災者台帳の作成及び活用を図ること。

「清須市地域防災計画」新旧対照表(災害予防計画)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	2 災害予防計画	2 災害予防計画
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
33	1 市及び県(防災局、関係部局)における措置 (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等 <u>のネットワーク化</u> の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要 <u>なため、</u> 自主防災組織、防災関係団体等 <u>のネットワーク化の推進</u> に <u>も</u> 努める。	1 市及び県(防災局、関係部局)における措置 (1) 自主防災組織の推進 イ 自主防災組織等との連携体制の推進 いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。 そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び 防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNP ○等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。
36	5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時に ボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動 を行う。 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」にお いては、防災ボランティアフェアの開催等の広報・啓発活動に努める。	5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (4) 防災ボランティア活動の普及・啓発 市及び県は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催等の広報・啓発活動に努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させる。
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進
36	1 企業における措置 (1)~(3)(略) (追加) (4)(略)	1 企業における措置 (1)~(3)(略) (4) 緊急地震速報受信装置等の活用 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 (5)(略)
38	(<u>5</u>) (略) 第2章 水害予防対策 ■基本方針	(6) (略) 第2章 水害予防対策 ■基本方針
	1 —	○水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	減災対策を推進する。	減災対策を推進する。
	(追加)	○住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機と
		なるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
	(略)	(略)
	第2節 雨水出水対策	第2節 雨水出水対策
39	1 市における措置	1 市における措置
	(1) 公共下水道事業	(1) 公共下水道事業
	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地におけ	生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地におけ
	る雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想さ	る雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想さ
	れる被害 <u>を</u> 未然 <u>に</u> 防止 <u>す</u> る。	れる被害 <u>の</u> 未然防止 <u>に努め</u> る。
40	2 関連調整事項	2 関連調整事項
	(5) 排水機場の運転管理者は、排水機に運転及び停止に関し、河川水位を基準	(5) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準
	として操作規則を定める。	として操作規則を定める。
	第3節 浸水想定区域における対策	第3節 浸水想定区域における対策
41	3 浸水想定区域における措置	3 浸水想定区域における措置
	(2) ハザードマップ (防災マップ) の配布	(2) ハザードマップ (防災マップ) の配布
	市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円	市は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時又は雨水出水時の円
	滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地	滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地
	下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民、	下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について市民、
	滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハ	滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハ
	ザードマップ(防災マップ))の配布その他の必要な措置を講ずる。	ザードマップ (防災マップ)) の配布その他の必要な措置を講ずる。 <u>その際、</u>
		河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区
		域」として明示することに努める。
42	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置
	浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよ	(1) 計画の策定等
	う努め <u>る</u> 。	浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとる
	(<u>1</u>) 計画の策定	よう努め <u>なければならない</u> 。
	要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避	<u>ア</u> 計画の策定
	難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成。	要配慮者利用施設の利用者の洪水時又は雨水出水時の円滑かつ迅速な
		避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する <mark>具体的</mark> 計画の
		作成。
	<u>(2)</u> (略)	<u>イ</u> (略)
	<u>(3)</u> (略)	<u>ウ</u> (略)
•	•	•

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	(追加)	(2) 実施状況の確認等 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施
		状況等について、定期的に確認するよう努める。
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策
46	■基本方針	■基本方針
	○関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の	○関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の
	備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大	備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大
	防止を図る。	防止を図る。
	(追加)	○市及び県は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、電力会
		<u>社等とともに、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレー</u>
		<u>カーを落とすことについて啓発を図る。</u>
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策
55	1 上水道	1 上水道
	水道(用水供給)事業者は、次の対策を実施する。	水道(用水供給)事業者は、次の対策を実施する。
	(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
	(追加)	(7) 防災非常時の協力体制の確立
		<u>飲料水の供給又は施設の復旧が困難な場合は、近隣市町村又は県へ応援を</u> 要請する。
		また、応援の要請を受けた場合は、これらに積極的に協力する。
	第5節 建築物の耐震推進	第5節 建築物の耐震推進
59	3 公共建築物の耐震性の確保・向上	3 公共建築物の耐震性の確保・向上
60	(3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保	(3) 市及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の確保
	市及びその他の民間施設関係団体等は、「建築物の耐震改修の促進に関す	市及びその他の民間施設関係団体等は、「建築物の耐震改修の促進に関す
	る法律」に規定する、病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物や、	る法律」に規定する、病院、学校、駅等多数の人が利用する特定建築物や、
	その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、県の指	その他の防災上重要な建築物について、耐震性の向上を図るため、県の指
	導・助言を受ける。	導・助言を受ける。
	(追加)	特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を
		勘案し、建築物の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震
		後に継続使用できるための改修を促進する。
	また、市は、要配慮者の安全確保対策の一環としての耐震・耐水性能強化	また、市は、要配慮者の安全確保対策の一環としての耐震・耐水性能強化

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	に関する支援を図る。	に関する支援を図る。
	さらに、マンション等の構造計算再確認を含む耐震診断の支援、必要性の	さらに、マンション等の構造計算再確認を含む耐震診断の支援、必要性
	PR等、建築物の耐震性能強化の促進を図る。	のPR等、建築物の耐震性能強化の促進を図る。
	第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第6節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
61	1 市及び県(防災局、関係部局)における措置	1 市及び県(防災局、関係部局)における措置
	県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政	県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政
	上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備	上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)」による「地震対策緊急整備
	事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防	事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防
	災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、警戒	災緊急事業五箇年計画」を作成し、市及び県等は、これらの計画に基づき、警戒
	宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で	宣言発令時の地震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で
	必要な施設等を整備する。	必要な施設等を整備する。
	また、 <u>市及び県</u> は、地震防災対策を推進するため、 <u>単独事業</u> 等を実施する。	また、 <mark>県は</mark> 、地震防災対策を推進するため、 <mark>市に対して補助事業</mark> 等を実施する。
63	4 <u>単独</u> 事業	4 <u>補助</u> 事業
	(1) 防災対策事業	市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を受領し、これを活
	市及び県は、災害に強く安全なまちづくりを進めるため、防災対策事業債	用した地震防災対象事業を実施する。
	を活用した防災対策事業(防災基盤整備事業・公共施設等耐震化事業)を実	
	<u>施する。</u>	
	ア 防災基盤整備事業の概要	
	(I) 対象事業:防災施設整備事業、防災システムのIT化事業、消防広域	
	化対策事業	
	イ 公共施設等耐震化事業の概要	
	(7) 事業計画:公共施設耐震化事業計画の策定、総務省へ提出	
	(1) 対象事業:地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設	
	(2) その他の事業	
	市は、地震防災対策事業の推進を図るため、県費補助金を受領し、これを	
	活用した地震防災対象事業を実施する。	
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上
G.F.	第0章 郵車の例及性の同工 第1節 マスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定
65	(略)	第1即 <u>御巾計画の</u> マスターフラン等の東定 (略)
	(単行)	、 P()
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7草 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資
68	1 市、県(防災局、建設部、関係部局)及び防災関係機関における措置	1 市、県(防災局、建設部、関係
69	(5) 人材の育成等	(5) 人材の育成等
	市及び県は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全	市及び県は、防災に携わる者
	般への対応力を高めるため、研修制度の充実を図るとともに、大学の防災に	般への対応力を高めるため、研
	関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。	防災に関する講座等との連携等
	(6) 防災中枢機能の充実	(6) 防災中枢機能の充実
	保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家	市、県及び防災関係機関は、例
	発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄	システムの活用を含め自家発電
	等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した水、食料、燃	能となるような燃料の備蓄等に
	料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電	合を想定した水、食料、燃料等
	話の整備等非常用通信手段の確保を図る。	途絶時に備えた衛星携帯電話の
		また、市及び県は、災害情報
		制の整備を図り、災害対策本部
70	5 情報の収集・連絡体制の整備	5 情報の収集・連絡体制の整備
	(2) 通信施設・設備等	(2) 通信施設・設備等
	エ 防災情報システムの整備	エ 防災情報システムの整備
	市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入	市、県及び防災関係機関を
	手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等を	手した気象情報、河川水位情
	リアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防	リアルタイムで共有化し、迅
	災情報システムを整備する。	災情報システムを整備する。
		また、市及び県は、被害情報
		報等を迅速かつ正確に分析・
		関連技術の導入に努める。
70	7 道路 <u>河川</u> 等の復旧 <u>等</u> に係る施設・設備等	7 道路等の復旧に係る施設・設備
	災害のため被災した道路 <u>河川</u> 等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改	災害のため被災した道路等の損壊
	善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輌では通行不能な場合	に点検するとともに、道路が冠水して
	に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。	走破性の高い災害対策用の車輌の導
	(略)	(略)
72	10 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	10 応急仮設住宅の設置に係る事前
	(2) 応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、あらかじめ住宅建設に適する	(2) 市は、応急仮設住宅を迅速に
	建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。	建設用地を選定・確保し、応急
72	11 災害廃棄物処理に係る事前対策	11 災害廃棄物処理に係る事前対策

平成30年3<u>月修正)</u>

資機材及び体制の整備

係部局)及び防災関係機関における措置

者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全 研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の 等により、人材の育成を図る。

保有する施設、設備について、代替エネルギー 電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可 に努める。その際、物資の供給が相当困難な場 等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信 の整備等非常用通信手段の確保を図る。

報を一元的に把握し、共有することができる体 部の機能の充実・強化に努める。

をオンラインでネットワーク化し、各機関が入 情報、道路情報、被害情報、応急対策情報等を R連的確な応急対策を実施することのできる防

青報及び関係機関が実施する応急対策の活動情 ・整理・要約・検索するため、最新の情報通信

備等

懐の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並び て、一般的な車輌では通行不能な場合に備え、 導入や舟艇を配備する。

前対策

- に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する 急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。
- 策

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	(2) 広域連携、民間連携の促進	(2) 広域連携、民間連携の促進
	中部地方環境事務所、県(環境部)及び市町村は、災害廃棄物対策に関す	中部地方環境事務所、 <mark>市及び県(環境部)は、</mark> 災害廃棄物対策に関する広
	る広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。	域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
72	12 り災証明書の発行体制の整備	12 り災証明書の発行体制の整備
	(1) 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調	(1) 市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、 <u>住家被害の調</u>
	査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計	<u> 査やり災証明書の交付の担当部局を定め、</u> 住家被害の調査の担当者の育成、
	画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努め	他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結 <u>、応援の受入れ体制の構築</u>
	ప .	等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備
		に努める。
	(追加)	(2) 市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの
		活用について検討する。
	(2) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等によ	(3) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等によ
	り、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。	り、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。
		また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体と
		の応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。
	かっ 立 *咖啡に引ゅ用***上位	
	第8章 避難行動の促進対策	第8章 避難行動の促進対策
	第8章	第8章 避難行動の促進対策 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備
73		
73	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備
73	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置
73	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に	第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対
73	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に 伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、	第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防
73	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に 伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)
73	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に 伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化 の確保を図る。	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に 伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化 の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等
	 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定
	 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、「地域としての災害危険性」に即して、洪水時の場合における避難場所 	 第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に 伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化 の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、「地域としての災害危険性」に即して、洪水時の場合における避難場所 の指定・整備を災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫し
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、「地域としての災害危険性」に即して、洪水時の場合における避難場所の指定・整備を災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、「地域としての災害危険性」に即して、洪水時の場合における避難場所の指定・整備を災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先の確保を以下のとおり総合的に進め	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。 なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、「地域としての災害危険性」に即して、洪水時の場合における避難場所の指定・整備を災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先の確保を以下のとおり総合的に進める。	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。 なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民等に対して気象警報や避難勧告等が確実に 伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化 の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、「地域としての災害危険性」に即して、洪水時の場合における避難場所 の指定・整備を災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避 難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が 切迫した場合における市民の安全な避難先の確保を以下のとおり総合的に進め る。 なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時におい て、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備 1 市における措置 市は、さまざまな環境下にある市民、要配慮者利用施設等の施設管理者等に対して気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等 1 緊急避難場所の指定 市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における市民の安全な避難先を確保する。 なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。 また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとと

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	選定する。	定する。
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
74 75	1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、 <u>避難指示</u> 、避難勧告、 <u>避難準備情報</u> 等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ア ~ エ (略) (追加)	1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、 <u>避難指示 (緊急)</u> 、避難勧告、 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。 ア 〜 エ (略) オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべ
75	 才 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。 カ (略) (3) 判断のための助言を求めるための事前準備市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。 	き避難行動が分かるように伝達することなど、市民の積極的な避難行動の 喚起に努める。 力 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等や むを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも 留意すること。 主 (略) (3) 事前準備 市は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることが できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先 の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における 優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担 するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
	第4節 避難誘導等に係る計画の策定	第4節 避難誘導等に係る計画の策定
75	1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速に避難することができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。	1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速に避難することができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておく。 <u>その際、複数</u> 河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発
77	1 市及び県(防災局、建設部、関係部局)における措置 (2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 (7) (略)	1 市及び県(防災局、建設部、関係部局)における措置 (2) 避難のための知識の普及 イ 避難時における知識 (7) (略)

修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
(4) (略) (ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと (3) その他 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を <u>はか</u> るよう努める。 (追加)	(イ) (略) (グ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと (3) その他 ア 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。 イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
(追加)	ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する 周知に努める。
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
第1節 避難所の指定・整備	第1節 避難所の指定・整備
1 市における措置 (1) 避難所等の整備 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。 また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。	1 市における措置 (1) 避難所等の整備 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。
 (2) 指定避難所の指定 イ (略) (追加) ウ ~ エ (略) (参考) (1) (略) 	(2) 指定避難所の指定 イ (略) ウ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄 場所の確保、通信設備の整備等を進める。 エ ~ 才 (略) (参考) (1) (略) (2) (略)
	(タ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと。 (3) その他 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を住かるよう努める。(追加) (追加) 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (1) 避難所等の整備 市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。 (2) 指定避難所の指定 イ (略) (追加) ウ ~ 프 (略) (参考)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	ある。	<u>また、避難者の</u> 状況に応じ <u>た</u> 必要な規模の確保に努める必要がある。
	(5) 避難所の運営体制の整備	(5) 避難所の運営体制の整備
	市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」等を参考に各地域の	<u>ア</u> 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」 <mark>や「妊産婦・乳幼</mark>
	実情を踏まえ、避難所における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配	<u>児を守る災害時ガイドライン」</u> 等を参考に各地域の実情を踏まえ、避難所
	慮した避難者の代表等(又は自治会の組織の代表等)による運営及び市職員	における男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した避難者の代
	の管理運営に参画する体制を検討する。また、運営体制については、避難所	表等(又は自治会の組織の代表等)による運営及び市職員の管理運営に参
	ごとに整備を図る。	画する体制を検討する。また、運営体制については、避難所ごとに整備を 図る。
		വ ഗം
	(追加)	<u>イ</u> 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために
		必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように
		<u>配慮する。</u>
	なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、	ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する市民だけでなく、在
	在宅での避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭に置いた運営体制	宅 <u>や車中、テントなど</u> での避難生活を余儀なくされる市民への支援も念頭
	を検討する。	に置いた運営体制を検討する。
	第3節 要配慮者支援対策	第3節 要配慮者支援対策
80	1 市、県(健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局)及び社会福祉施設等管	1 市、県(健康福祉部、振興部、県民生活部、防災局)及び社会福祉施設等管
0.1	理者における措置	理者における措置
81	(3) 避難行動要支援者対策 ア 市は、避難行動要支援者について、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で、	(3) 避難行動要支援者対策 ア 避難行動要支援者名簿の掲載要件
	特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方	ア <u>避難行動奏又援有名得の拘載委任</u> 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速
	を整理し、避難行動要支援者名簿について、登載する避難行動要支援者の	な避難の確保をするうえで特に支援を要し、生活基盤が自宅にある者のう
	範囲、作成に関する関係部署の役割分担、作成に必要な個人情報及びその	ち、次の要件を満たす者を避難行動要支援者名簿に掲載する。
	入手方法、更新に関する事項等定めるとともに、細目的な部分については、	(7) 要介護認定3~5を受けている者
	避難行動支援の全体計画を定める。	(4) 身体障害者手帳1・2級(総合等級)を所持する身体障害者(心臓、
		じん臓等の内部機能障害のみで該当するものは除く)
		(<u>†</u>) <u>療育手帳A判定を所持する知的障害者</u>
		(エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者で単身世帯の者
		<u>(</u> t) <u>その他市長が認める者</u>
	イ 避難行動要支援者名簿の整備等	イ 避難行動要支援者名簿の整備等
	(7) 要配慮者の把握	(7) 要配慮者の把握

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部	市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部
	署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。	署等が保有している要介護高齢者や障害者 <u>、外国人</u> 等の情報を把握す
		る。
	(4) (略)	(4) (略)
	(追加)	(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
		名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現
		等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更
	(24.1)	新し、関係者間で共有する。
	(追加)	(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
		市は、避難行動要支援者本人又はその保護者の同意に基づき、避難支
		援等関係者(消防署、警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織をのいる。
		織その他の避難支援等の実施に携わる者)に対し、避難行動要支援者名
		簿に登載された情報を事前に提供できる。 そして、これらの名簿情報を施錠可能な場所で保管し、複製の制限等
		による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の
		開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及
		び第三者の権利利益を保護するために、名簿引き渡し時に必要な措置を
		講ずる。
		また、市は、当該市の条例の定めにより、又は、避難行動要支援者本
		人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、
		平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて
82	(5) 外国人等に対する対策	(5) 外国人等に対する対策
	市、県及び防災関係機関は、 <u>言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や</u>	市、県及び防災関係機関は、 <mark>被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再</mark>
	<u>旅行者等が</u> 、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防	建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を
	災環境づくりに努める。	<u>必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ</u> 、災害
		発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努
		める。
	第10章 広域応援体制の整備	第10章 広域応援体制の整備
	第1節 広域応援体制の整備	第1節 広域応援体制の整備
84	1 市及び県(防災局)における措置	1 市及び県(防災局)における措置
	(2) 応援協定の締結等	(2) 応援協定の締結等

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	イ 民間団体等との協定	イ 民間団体等との協定
	市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力	市及び県は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等 <u>と</u> 応援
	<u>を得るため、</u> 応援協定を締結する等、必要な措置を講ずるよう努める。	協定を締結するなど、必要な措置を講ずる <u>ことにより、各主体が災害発生</u>
		時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努める。民間団体等に委
		託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)
		<u>については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送</u>
		拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協
		力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用する。
	(3) 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	(3) 防災活動拠点の確保 <mark>等</mark> 及び受援体制の整備
	ア 防災活動拠点の確保等	ア 防災活動拠点の確保等
	市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよ	市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、
	う、自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、	自衛隊・警察・消防をはじめとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資
	資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、	機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整
	整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。	備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。
		なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性
		等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港
		湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示
		場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。
	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備
85	1 市及び県(防災局)における措置	1 市及び県(防災局 <u>、健康福祉部</u>)における措置
	(追加)	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備
86		1 市及び県(防災局、各部局)における措置
		(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討
		市及び県は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物
		資輸送拠点や地域内輸送拠点等(以下、「物資拠点」という。)の見直しを始
		め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関と
		<u>の情報の共有に努める。</u>
		(2) 訓練・検証等
		市及び県は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点
		等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や市、国、県、その他防災関
		係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等
		<u>の必要な見直しを行う。</u>

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	第16章 防災訓練及び防災意識の向上	第16章 防災訓練及び防災意識の向上
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施
92	1 市及び県(防災局、各部局)等における措置	1 市及び県(防災局、各部局)等における措置
93	(1)~(2) (略)	(1)~(2) (略)
	(追加)	(3) 広域応援訓練
		市及び県は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥っ
		た場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を
		<u>実施する。</u>
93~94	(3) 防災訓練の指導協力	(4) 防災訓練の指導協力
	市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間	市及び県は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間
	等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発	等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害発
	生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。	生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
	また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画	
	遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。	計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等
		<u>さらに、企業を地域コミューティの一員としてとられ、地域の防炎訓練等</u> への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
	(4)~(7) (略)	- <u>* * *** * * * * * * * * * * * * * * *</u>
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報
95	1 市及び県(防災局、農林水産部、建設部等関係部局)、県警察における措置	1 市及び県(防災局、農林水産部、建設部等関係部局)、県警察における措置
	(1) 防災意識の啓発	(1) 防災意識の啓発
	市及び県は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、	市及び県は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、
	次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発す	<u>民間事業者等と協力して、</u> 次の事項を中心に防災についての正しい知識、防
	る。	災対応等について啓発する。
	ア ~ エ (略)	ア ~ エ (略)
	オ 警報等や <u>避難指示</u> 等の意味と内容	オ 警報等や <u>避難勧告</u> 等の意味と内容
	【風水害】	【風水害】
	カ 警報等発表時や <u>避難指示</u> 、避難勧告、 <u>避難準備情報</u> の発表や発令時にと	カ 警報等発表時や <u>避難指示(緊急)</u> 、避難勧告、 <u>避難準備・高齢者等避難</u>
	るべき行動	<mark>開始</mark> の発表や発令時にとるべき行動
	【地震】	【地震】
	キ 緊急地震速報や <u>避難指示</u> 等の発令時にとるべき行動	キ 緊急地震速報や <mark>避難勧告</mark> 等の発令時にとるべき行動
	ク ~ ケ (略) (追加)	ク~ケ(略)
	···	<u>コ 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識</u> サ ~ シ (略)
I	<u>コ</u> ~ <u>サ</u> (略)	<u>ッ</u> ´~ <u>ジ</u> (哈)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	ア ~ 才 (略)	ア ~ オ (略)
	【風水害】	【風水害】
	カ 警報等発表時や <u>避難指示</u> 、避難勧告、 <u>避難準備情報</u> の発表や発令時にと	カ 警報等発表時や <u>避難指示(緊急)</u> 、避難勧告、 <u>避難準備・高齢者等避難</u>
	るべき行動	<mark>開始</mark> の発表や発令時にとるべき行動
	(2) 防災に関する知識の普及	(2) 防災に関する知識の普及
	市及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等	市及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等
	を開催し、2次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。	を開催し、2次災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 <u>この際、</u>
	また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教	愛知県防災教育センターの活用を図る。
	育及び普及促進 <u>を図る</u> 。	また、市及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教
		育及び普及促進 <u>に努める</u> 。
	(3) 家庭内備蓄等の推進	(3) 家庭内備蓄等の推進
	市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、水、	市及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、水、
	食料、生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、水、食料、携帯ト	食料、生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、水、食料、携帯ト
	イレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、生活必需品について、可能な限	イレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等、生活必需品について、可能な限
	り1 週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。	り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進する。
		また、地震保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及
		<u>啓発を図る。</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表(災害応急対策計画(風水害等))

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)
100	■基本方針 ○各防災関係機関は、 <u>災害の発生を防御し、応急的救助等による災害の拡大を防止するため</u> の活動態勢を整備する。	■基本方針 ○各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに 実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行 われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっ ておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、 相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を 持続的なものにするよう努める。
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営
100	1 市における措置 (3) 災害救助法が適用された場合の体制 市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。	1 市における措置 (削除)
	第4節 職員の派遣要請	第4節 職員の派遣要請
114 115	1 市における措置 (1)~(3)(略) (追加)	1 市における措置 (1)~(3)(略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の 選定に努める。
115	(追加)	第5節 災害救助法の適用
		1 市における措置(災害救助法第13条) (1) 救助の実施 市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害 救助法に基づく救助を行う。 (2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
116	■基本方針 ○ <u>避難準備情報</u> の発表により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難 行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等	■基本方針 ○ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発表により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い

頁	修正前(平成29年3月修正)	
	の自主的な避難を促進する。	区域の居住者等の自主的な
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表
117	3 水位情報の周知(県(建設部)における措置)	3 <u>洪水に係る</u> 水位情報の
	県は、八田川、矢田川、香流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川、青木	県は、八田川、矢田川、香港
	川、領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、広田川、猿渡川、籠	<u>五条川(下流)</u> 、青木川、領
	川、逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、当該河川の水位が <u>避</u>	広田川、猿渡川、籠川、逢
	<u>難判断水位</u> (洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を関係機関に通知する	当該河川の水位が <u>氾濫危険</u>
	とともに、県民に周知する。	を関係機関に通知するとと
		※ただし、五条川(下流)
118	10 気象予警報等の伝達系統	10 気象予警報等の伝達系
	次の気象予警報等の伝達は、図1~5のとおりとする。	次の気象警報等の伝達は
	図1 気象・水象に関する特別警報・警報等	図1 気象・水象に関する
	放送	放送 <u>等</u>
	第2節 避難の勧告・指示	第2節 避難の勧告・指示
121	2 市における措置	2 市における措置
	(1) 避難のための準備情報・勧告・指示	(1) 避難勧告等
	ア 避難勧告・避難指示	ア 避難勧告・避難指示 (
	気象予警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基	気象予警報等の発令、河川の
	準に基づき、速やかに的確な避難勧告・ <u>指示</u> を <u>行う</u> 。	準に基づき、速やかに的確
	その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、	その他、河川管理者や水防
	又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、市	又は発生するおそれがある
	長は、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特	
	に必要と認める時、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。(災害対策基	
	本法第 60 条)	本法第 60 条)
	避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のた	
	めのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告	めのリードタイムが少ない
	を発令する。	を発令する。
	また、 <u>勧告・指示等</u> を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりや	また、避難勧告及び避難指
	すい時間帯における <u>避難準備情報</u> の <u>提供</u> に努める。	避難行動をとりやすい時間
		る。
	イ 避難準備情報	イ 避難準備・高齢者等避
	市民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、市民に対して避難準備(家屋被害に	市民の迅速かつ円滑な避難
	対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけ	対する事前対策や避難場所

修正後(平成30年3月修正)

な避難を促進する。

表、伝達

の周知(県(建設部)における措置)

序流川、内津川、扇川、山崎川、大山川、五条川<mark>(上流)</mark> 領内川、蟹江川、福田川、阿久比川、矢作古川、乙川、 逢妻女川、音羽川、柳生川、梅田川、佐奈川について、 険水位※(洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨 ともに、県民に周知する。

においては避難判断水位。

系統

は、図1~5のとおり行う。

る特別警報・警報等

(緊急)

川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基 確な避難勧告・避難指示(緊急)を発令する。

5団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、 る場合で、特にその必要があると認められるときは、市 を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特 のための立ち退きの勧告又は指示を行う。(災害対策基

避難場所を開設していることが望ましいが、避難のた い局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告

指示(<mark>緊急)を夜間に発令する可能性がある場合には、</mark> 間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発表に努め

避難開始

難を実現するため、市民に対して避難準備(家屋被害に | 対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけ | 対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備)を呼びかけ

頁	修正前(平成29年3月修正)
	るとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求め
	る避難準備(要配慮者避難)情報を伝達する。
	また、必要に応じ、 <u>避難準備情報</u> の発表等と併せて <u>指定緊急避難所</u> を開設する。
122	 ウ <u>屋内避難</u>
	周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき
	は、 <u>屋内での待避等</u> の安全確保 <u>に関する</u> 措置を指示することができる。
	エ 対象地域の設定
	<u>避難準備情報や避難勧告・指示等を行う</u> にあたっては、対象地域の適切な設定等
	に留意する。
	(追加)
	オー事前の情報提供
	登前の情報に対している。 選集を表している。 選集をましている。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している。 選集を表している
	洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時
	間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への
	注意を促す。
	<u>カ</u> 市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は <u>屋内での待</u>
	<u>避等</u> の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるとき
	は、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。
123	^{○○} 4 県警察(警察官)における措置
	(2) 災害対策基本法第61条による指示
	市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指
	は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退き又は
	屋内での待避等の安全確保措置を指示する。
	5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

修正後(平成30年3月修正)

るとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。

また、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発表等と併せて<u>指定緊急避難</u>場所を開設する。

ウ屋内安全確保

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないとき は、「<mark>屋内安全確保</mark>」の安全確保措置を指示することができる。

エ 対象地域の設定

等 <mark>| 避難勧告等を発令する</mark>にあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難勧告等の伝達

避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ事前の情報提供

、 <u>避難勧告等の発令</u>に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、 持、大等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時 間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への 注意を促す。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、 大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりや すく適切に状況を伝達することに努める。

寺 | キ 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は<u>「屋内安全確保」</u> の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中 部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。

4 県警察(警察官)における措置

(2) 災害対策基本法第61条による指示

情 市長による避難のための立ち退き若しくは<u>「屋内安全確保」</u>の安全確保措置を指言 示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官 は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立ち退き又は 「屋内安全確保」の安全確保措置を指示する。

5 名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置

頁	修正前(平成29年3月修正)
	名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から <u>避難指示</u> 、避難勧告の対象
	域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。
	7 避難の勧告・指示等の時期
	市長は、災害が発生するおそれがあり、避難を要する状況になる可能性がある
	合、又は災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認めら
	るとき、速やかに危険地域の市民等に対し、 <u>避難準備情報、避難勧告・指示</u> を
	う。
	(1) 避難の勧告・指示等は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うもの
	し、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の
	置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。
	(2) <u>避難勧告や指示等</u> に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得
	つ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域にお
	る時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市
	への注意を促す。
24	(3) <u>避難の勧告・指示</u> を発令する基準について、降水量や河川水位等の数値を
	いは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報
	水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。
	<u>避</u> 難準備情報の発表基準(原則)
	市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況等が
	判断して、避難を要する状況になる可能性があると判断した場合に、避難準備
	<u>報</u> を発表する。
	8 避難の措置と周知
	避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して
	連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を図る。
.25	(1) 関係地域内住民等への周知徹底方法
	(略)
	避難措置解除の連絡は、 <u>避難の勧告・指示</u> の伝達に準じて行う。
	避難の勧告・指示は、できる限りその理由、対象地域、避難先、避難経路
	及び避難上の留意事項の伝達に努める。
	ア 避難の勧告・指示の内容

(略)

修正後(平成30年3月修正)

象地 名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市長から<u>避難指示(緊急)</u>、避難勧告 の対象地域、判断時期等について助言を求められた場合は、必要な助言を行う。

7 避難勧告等の発令時期

る場 市長は、災害が発生するおそれがあり、避難を要する状況になる可能性がある場られ 合、又は災害により危険が急迫し、地域住民の生命身体の保護が必要と認められを行 るとき、速やかに危険地域の市民等に対し、避難勧告等の発令を行う。

- のと (1) <u>避難勧告等を発令するにあたって</u>は、危険が切迫する前に十分な余裕をもっの措 て行うものとし、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、 最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。
- 得つ (2) <u>避難勧告等の発令</u>に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つおけ つ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域におけ市民 る時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、市民への注意を促す。
- ある (3) <u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>を発令する基準について、降水量や河川水位等 行報、の数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位 到達情報、水防警報の発令等、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう 努める。

避難準備・高齢者等避難開始の発表基準(原則)

から 市長は、市民が余裕をもって避難できるよう、河川水位の上昇や気象状況等から 備情 判断して、避難を要する状況になる可能性があると判断した場合に、<u>避難準備・</u> 高齢者等避難開始を発表する。

8 避難の措置と周知

<u>避難勧告若しくは避難指示(緊急)を発令</u>した者又は機関は、速やかに関係 各機関に対して連絡するとともに、当該地域の市民に対してその内容の周知を 図る。

(1) 関係地域内住民等への周知徹底方法

(略)

避難措置解除の連絡は、<mark>避難勧告・避難指示(緊急)</mark>の伝達に準じて行う。 避難勧告・避難指示(緊急)は、できる限りその理由、対象地域、避難先、 避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

ア 避難勧告・避難指示(緊急)の内容

(略)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	イ 避難 <u>指示</u> 等の信号 (略) (2) 関係機関への通報及び相互連絡 市長が <u>避難の勧告・指示を行った</u> とき、又は警察官等から避難の <u>指示</u> を 行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡する。 なお、 <u>県、警察、市</u> 及び自衛隊は、避難の措置を <u>とった</u> ときは、その内容 について相互に通報連絡する。	イ 避難 <u>勧告</u> 等の信号 (略) (2) 関係機関への通報及び相互連絡 市長が <u>避難勧告・避難指示(緊急)を発令した</u> とき、又は警察官等から避 難の <u>措置</u> を行った旨の通報を受けたとき、次の要領により関係機関等へ連絡 する。 なお、 <u>市、県、警察</u> 及び自衛隊は、避難の措置を <u>行った</u> ときは、その内容 について相互に通報連絡する。
	第3節 市民等の避難誘導	第3節 市民等の避難誘導
127 128	1 方針 避難は、原則として地域住民が自主的に行うが、次の事項に留意し、安全かつ迅速に避難できるよう、状況により市職員、警察官、消防団員その他の避難措置の実施者が行う。 (1) 避難場所や避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 (2) できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行う。 (3) 避難行動要支援者の避難を優先して行う。 (4) 避難行動要支援者の避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。 2 避難の誘導を行う者 (1) 危険地域における避難誘導	速に避難できるよう避難先への誘導に努める。 (削除) (2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。(削除) (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行う。 2 避難の誘導を行う者 (1) 危険地域における避難誘導
	<u>避難の勧告・指示</u> が市長から発令された場合に、危険地域における緊急避	<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u> が市長から発令された場合に、危険地域にお
	難については、次のとおり行う。	ける緊急避難については、次のとおり行う。
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
130	■基本方針 ○市、県及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。	関 <u>する情報を共有することができる体制のもと、</u> 相互に連携して <u>適切な</u> 災害応急 対策が実施できるよう努める。
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
130	1 市における措置	1 市における措置

頁 修正前(平成29年3月修正)

(1) 被害情報の収集

(略)

131

132

なお、収集にあたっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとと もに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)

この場合、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示</u>等の措置を講じた地域等を 地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システ ムを有効に活用する。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に 基づき正確な情報の収集に努める。

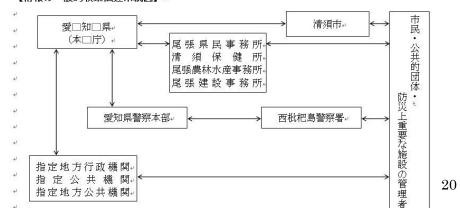
また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

【情報の一般的収集伝達系統図】

【情報の一般的収集伝達系統図】。



※防災上重要な施設とは、庁舎、小中学校、幼稚園、保育所、福祉センター等とする。』

修正後(平成30年3月修正)

(1) 被害情報の収集

(略)

なお、収集にあたっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとと もに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

<u>また、人的被害の数について広報を行う際には、県と密接に連携しながら適切に</u> 行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 (略)

この場合<u>において</u>、市長は、被害の発生地域、<u>避難指示(緊急)</u>等の措置 を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防 災地理情報システムを有効に活用する。

(3) 行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

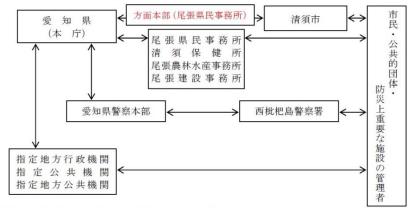
また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っている ことが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県<u>(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館</u>等)に連絡する。

2 被害状況等の一般的収集、伝達系統

自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て災害応急対策活動を実施するのに必要な情報<u>(画像情報を含</u>す。)及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

【情報の一般的収集伝達系統図】

【情報の一般的収集伝達系統図】



※防災上重要な施設とは、庁舎、小中学校、幼稚園、保育所、福祉センター等とする。

頁		修正前(平成29年3月修正)		修正後(平成30年3月修正)
	第2節 通信手段の確保	Ĺ	第2節 通信手段の確係	
142	3 電話・電報施設の優	先利用	3 電話・電報施設の優	是 先利用
	(1) 一般電話及び電報		(1) 一般電話及び電報	
	イ 非常扱いの電報	・4.1 カルが4.よっかったパナット初はとんっ4.人。4.	イ非常扱いの電報	*乾シがよし コロマがたナファンフロジャフロ / の似中のマ
		生し、又は発生するおそれがある <u>と認められる</u> 場合 <u>、非</u> 「項を内容とする電報については、非常扱いの電報として		<u>・態</u> か発生し、又は発生するおぞれかめる場合 <u>の災害の</u> 通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために
	すべての電報に優先して			5電報については、非常扱いの電報としてすべての電報に
	, called a		優先して取り扱われる。	
	第3節 広報		第3節 広報	
147	1 災害広報体制の確立		1 災害広報体制の確立	
148	(3) 主に広報すべき情報		(3) 主に広報すべき情報	
		密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げ		密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げ
	る事項を中心に広報活動	J&1J 7。	る事項を中心に広報活動	Jを1J ソ。
	災害の発生段階	情報項目	災害の発生段階	情報項目
	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)
	 災害発生直後の広報	● 避難に関する情報(避難場所、避難勧告、 <u>指示</u>	 災害発生直後の広報	● 避難に関する情報(避難場所、避難勧告、<u>避難</u>
		等)	火口儿工区区**/四节	指示(緊急)等)
		(略)		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	第4章 応援協力・派遣要請		第4章 応援協力・派遣	要請
. = .	第1節 応援協力		第1節 応援協力	
156	1 市における措置	而入庫却と大協士フ族 - 立夢吐よる 古めと ウァコー (((ウ	1 市における措置	T用も様却と大幅より焼 立農吐より古物と南に1 (4)中
		要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害 らめるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施		等な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、災害 のあとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施
	PT (C(よ) C (ノ)取 (し(ころ	1979日日で11972地域内97次音心心対水り自用な天旭	PT (C (よ)	1970日日では、11772世典と1977代音心心対水り自信は天旭

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	を図る。	を図る。
	$(1)\sim(2)$ (略)	(1)~(2) (略)
	(追加)	(3) 県及び他の市町村との連携した応援
		は、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村と連携し応援を実施
		<u>する。</u>
	(<u>3</u>)~(<u>4</u>) (略)	(<u>4)</u> ~ <u>(5)</u> (略)
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策
	第1節 医療救護	第1節 医療救護
171	4 医療・助産の救護活動の実施	4 医療・助産の救護活動の実施
172	(3) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)	(3) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)
	イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て	イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て
	活動を行う。	<u>編成し、</u> 活動を行う。
173	7 医薬品その他衛生材料の確保	7 医薬品その他衛生材料の確保
174	(2) 不足のときの調達方法	(2) 不足のときの調達方法
	災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は地域災害医療対策会	災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は地域災害医療対策
	議に調達を要請する。地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品	会議に調達を要請する。地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医
	等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等につい	薬品等販売業者の被害状況を <u>災害薬事コーディネーターとともに</u> 速やか
	て調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請す	に把握 <u>し</u> 、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医
	る。	薬品等販売業者に対し供給を要請する。
	体 7 辛 学 收 六 写 扫 射 一 取 各 4 学 基 体	奋,车 学吃去运用机 取各数学基础
	第7章 道路交通規制・緊急輸送対策	第7章 道路交通規制·緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等
184	第1節 道路交通規制等 3 自動車運転者の措置	第一即 - 連絡×通戍刑等
185	(1) 運転者の措置	(1) 運転者の措置
100	ウ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に	ウ 警察官又は <mark>道路管理者等</mark> の命令や指示を受けたときは、その命令や指示
	従って車両を移動又は駐車すること。	に従って車両を移動又は駐車すること。
186	佐りて単画を移動大は紅草すること。 5 相互協力	10 10 10 10 10 10 10 10
100	(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び	(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ <mark>道路管理者等</mark> 及
	関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。	び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保
189	4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲	4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲
100	· SIGNATURE OF OF OFFICE INSERTINGE	· NATURAL CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
	(追加)	(7) 被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティア
	第8章 水害防除対策	第8章 水害防除対策
	第2節 防災営農	第2節 防災営農
193	4 応援協力関係	4 応援協力関係
	市は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ <u>移動用</u> 排水ポンプの貸与を依頼	市は、たん水排除の実施が困難な場合、県へ <u>可搬式</u> 排水ポンプの貸与を依頼
	し、又は排水作業の実施につき応援を要求する。	し、又は排水作業の実施につき応援を要求する。
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
194	1 市における措置	1 市における措置
	(1) (略)	(1) (略)
	(2) 多様な避難所の確保	(2) 多様な避難所の確保
	要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅	要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、 <mark>旅館・ホテル</mark>
	等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。	等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
	(3)~(4) (略)	(3)~(4) (略)
	(追加)	(5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応
		避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テン
		トなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被
		害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となっ
		た被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。
		(6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営
		避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、
		自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の地力が得られてよる数はス
	こ 実帯しの即発車で	の協力が得られるよう努める。
	6 運営上の留意事項 (5) 良好な生活の確保	6 運営上の留意事項 (5) 良好な生活の確保
	(8) 良好な生活の確休 (略)	(8) 良好な生活の確保 (略)
	() ((昭) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の
	提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所	提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所
	有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛	有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛
	生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通	生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通
I	上門木/14日にツ火日間に401/37以火日入坂に因りる脚に」に至って、常で世	上門木川山にツバロ州にかける 次八日入坂に因ける 加仁」に座して、年で世

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請する等、避難所の公衆衛	じ生活衛生同業組合へ <u>要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となっ</u>
	生の向上に努める。	た場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基
		づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請
		<u>するなど</u> 避難所の公衆衛生の向上に努める。
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
200	2 市における措置	2 市における措置
	(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
	次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援	次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援
	ニーズを収集する。	ニーズを収集する。
	エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣 (ボランティアセンターを通じ	エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣
	て依頼)	
	第 10 章 水・食料・生活必需品等の供給	第 10 章 水・食料・生活必需品等の供給
	第2節 食料の供給	第2節 食料の供給
212	2 食料の応急供給体制の確立	2 食料の応急供給体制の確立
213	(5) 米穀の原料調達	(5) 米穀の原料調達
	イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料 (玄米) 調達が困難な場合は、	イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、
	県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入	県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入
	れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用	れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用
	米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
	ウ ~ エ (略)	ウ ~ エ (略)
214		図 炊き出し用として米穀を確保する手順図
	県知事	県知事
	(農林水産部食育 <u>推進</u> 課) (必要量の決定)	(農林水産部食育 <u>消費流通</u> 課) (必要量の決定)
	 第 11 章 環境汚染防止及び地域安全対策	第 11 章 環境汚染防止及び地域安全対策
	第2節 地域安全対策	第2節 地域安全対策
220	1 県警察における措置	1 県警察における措置
220 ~	(1) 社会秩序の維持対策	(1) 社会秩序の維持対策
221	ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各	
	種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化し、各種犯	トロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に
	罪の未然防止に努める。	<u>努める。</u>

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	(2) (略) (3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方 不明者相談窓口を設置する。 (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備 業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警 備員の出動要請を行う。	(2) (略) (3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行 方不明者相談窓口を設置する。 (4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護 活動等を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。
226	第13章 ライフライン施設等の応急対策 ■基本方針 ○下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急 措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼす ばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 (追加)	第13章 ライフライン施設等の応急対策 ■基本方針 ○下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急 措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼす ばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 ○復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
227 229	第2節 電力施設対策 1 電気(中部電力株式会社) (7) 広域運営による応援 「非常災害時における復旧応援要綱」(中央電力協議会)及び「資材及び役務の相互融通に関する規定」(中地域電力協議会)に基づき、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。	第2節 電力施設対策 1 電気 (中部電力株式会社) (7) 広域運営による応援 電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ 応援を依頼する。
230 231	第4節 上水道施設対策 1 水道事業者(市及び県(健康福祉部、企業庁))における措置 (2) 応援の要請 ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは他府県 等への応援を要請する。	第4節 上水道施設対策 1 水道事業者 (市及び県 (健康福祉部、企業庁)) における措置 (2) 応援の要請 ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは <u>国</u> 等への応援を要請する。
235	第14章 航空災害対策第1節 愛知県名古屋飛行場1 県(名古屋空港事務所)における措置(7) 滑走路等の使用の一時停止措置滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受け、航空機の離着	第14章 航空災害対策第1節 愛知県名古屋飛行場1 県(名古屋空港事務所)における措置(7) 滑走路等の使用の一時停止措置滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置	が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措
	<u>を取る</u> とともに、 <u>早期復旧を図る。</u>	置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。
236	2 航空自衛隊における措置	2 航空自衛隊における措置
	(民間機の場合)	(民間機の場合)
	(1) 地元消防機関及び名古屋空港事務所と協力した負傷者の救出、消防活動	(1) 地元消防機関及び県 (名古屋空港事務所) と協力した負傷者の救出、消防
		活動
	第 19 章 火薬類災害対策	第 19 章 火薬類災害対策
	第1節 火薬類関係施設	第1節 火薬類関係施設
251	2 県警察における措置	2 県警察における措置
	(1) 県への通報	(1) 県 <u>及び名古屋市</u> への通報
	県へ災害発生について、直ちに通報する。	県 <mark>及び名古屋市</mark> へ災害発生について、直ちに通報する。
252	3 市における措置	3 市 <u>(名古屋市を除く)</u> における措置
	(略)	(略)
	第 20 章 大規模な火事災害対策	第 20 章 大規模な火事災害対策
	第1節 大規模な火事災害対策	第1節 大規模な火事災害対策
253	1 市における措置	1 市における措置
	(2) 避難勧告・指示等	(2) <u>避難勧告</u> 等
	地域住民等の避難の勧告又は指示等については、「第9章 避難所・要配	地域住民等の避難勧告等については、「第9章 避難所・要配慮者支援・
	慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。	帰宅困難者対策」の定めにより実施する。
	ᄷ OO ᅕᅟᄴᅷᆉᇩᆉᆟᅩᄀᄮᄷ	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **
	第 23 章 学校における対策	第 23 章 学校における対策
075	第5節 教科書・学用品等の給与	第5節 教科書・学用品等の給与
275	1 市における措置	1 市における措置
	(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与	(1) 児童生徒に対する教科書・学用品等の給与
	市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した。日本アズサイスは、対して、教科書、学界日常な外による。	市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障を来した。
	た児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。	た <u>市立小・中学校等の</u> 児童及び生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

「清須市地域防災計画」新旧対照表(災害応急対策計画(地震))

	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)
286	■基本方針 ○各防災関係機関は、地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大 を防止するための活動態勢を整備する。	■基本方針 ○各防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに 実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行 われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっ ておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、 相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を 持続的なものにするよう努める。
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営
286	1 市における措置 (3) 災害救助法が適用された場合の体制 市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助 法に基づく救助事務を執行する。	1 市における措置 (削除)
	第4節 職員の派遣要請	第4節 職員の派遣要請
300 301	1 市における措置 (1)~(3)(略) (追加)	1 市における措置 (1)~(3)(略) (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した 職員の選定に努める。
	(追加)	第5節 災害救助法の適用
		1 市における措置(災害救助法第13条) (1) 救助の実施 市長は、当該市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、 災害救助法に基づく救助を行う。 (2) 県が行う救助の補助 市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。 2 日本赤十字社愛知県支部における措置(災害救助法第15、16条) 日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、医療及び助産を行う。
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
	第1節・地震情報等の伝達	第1節・地震情報等の伝達
302	2 市における措置	2 市における措置

	線等により市民等への伝達に努める。	(5) 市は、受信した緊急地線等により市民等への伝始めとした効果的かつ確
		の迅速かつ的確な伝達は
	第2節 避難の指示	第2節 避難の指示
304	1 市における措置	1 市における措置
	(1) 避難の指示等	(1) 避難の指示等
	アー避難の指示等	(削除)
	地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にそ	地震等に伴う災害が多
	の必要があると認められるときは、避難のための立ち退きを指示する。	必要があると認められる
		る。
	なお、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をと	(削除)
	りやすい時間帯における避難準備情報の提供に努める。	
	<u>イ</u> 避難準備情報	(削除)
	市民に対して避難準備(家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在す	
	るための衣類や食料品等の準備)を呼びかけるとともに、避難行動要支援	
	者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備 (要配慮者	
	避難)情報を伝達する。	
	また、必要に応じ、避難準備情報の発表等と併せて指定緊急避難所を開	
	ウー屋内避難	(削除)
	- 一 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得な	
	いときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができ	
	<u>る。</u>	
	エ対象地域の設定	(削除)
	 に留意する。	
305	2 水防管理者における措置	 2 水防管理者における措置
	(1) 立ち退きの指示	(1) 立ち退きの指示
	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められる	津波の氾濫により著し
	ときは、立ち退くことを指示する。	くことを指示する。
305	3 県警察(警察官)における措置	3 県警察(警察官)におり
	(2) 災害対策基本法第61条による指示	(2) 災害対策基本法第 61
	市長による避難のための立ち退き若しくは屋内での待避等の安全確保措	市長による避難のため
	置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	置を指示することができ

震速報を地域衛星通信ネットワーク、市防災行政無 芸達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を 実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民へ 努める。

生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその ときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示す

い危険が切迫していると認められるときは、立ち退

る措置

条による指示

の立ち退き若しくは「屋内安全確保」の安全確保措 ないと認めるとき、又は市長から要求があったとき

306	は、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のため の立ち退き又は <u>屋内での待避等</u> の安全確保措置を指示する。 5 避難の勧告・指示の内容 (4) 避難勧告又は <u>指示</u> の理由 (略)	は、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のため の立ち退き又は <u>「屋内安全確保」</u> の安全確保措置を指示する。 5 避難の勧告・指示の内容 (4) 避難勧告又は <u>避難指示(緊急)</u> の理由 (略)
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
310	■基本方針 ○市、県及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう <u>、災害</u> に関する情報の共有に努める。	■基本方針 ○市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達
	1 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む。)及び応急対策 活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合、市長は、被害の発生地域、 <u>避難指示等</u> の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。	1 市における措置 (2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告 市は、災害の状況(被害規模に関する概括的情報を含む。)及び応急対策 活動情報(応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等)について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。 この場合、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用する。 (3) 行方不明者の情報収集 捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等)に連絡する。
311	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は 関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報及び被害 状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 第2節 通信手段の確保	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は 関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報 <u>(画像情報を含む)</u> 及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 第2節 通信手段の確保
321	3 電話・電報施設の優先利用	3 電話・電報施設の優先利用

	(1) 一般電話及び電報 ア 災害時優先電話 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時 <u>有線</u> 電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。 イ 非常扱いの電報 天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報としてすべての電報に優先して取り扱われる。	(1) 一般電話及び電報 ア 災害時優先電話 災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。 イ 非常扱いの電報 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報としてすべての電報に優先して取り扱われる。
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請
	第1節 応援協力	第 1 節 応援協力
335	1 市における措置 市は、県と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、 災害時には一層この強化に努めるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。 (1)~(2)(略) (追加)	1 市における措置 市は、県と災害対策上必要な情報を交換する等、平常時から連絡を密にし、 災害時には一層この強化に努めるとともに、市の地域内の災害応急対策の円滑な実施を図る。 (1)~(2)(略) (3) 県及び他の市町村との連携した応援 市長は、県及び他の市町村と一体となった応援が効果的と認められるとき は、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村と連携し応援を 実施する。 (4)~(5)(略)
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策
	第1節 医療救護	第 1 節 医療救護
359 360	4 医療・助産の救護活動の実施 (3) 災害派遣精神医療チーム(DPAT) ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3~5 名による編成とする。 イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て活動を行う。	4 医療・助産の救護活動の実施 (3) 災害派遣精神医療チーム (DPAT) ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等 3~5 名による編成とする。 イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。
361	7 医薬品その他衛生材料の確保	7 医薬品その他衛生材料の確保

362	(2) 不足のときの調達方法 災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は地域災害医療対策会 議に調達を要請する。地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品 等販売業者の被害状況を速やかに把握 <u>するとともに</u> 、市から医薬品等につい て調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請す る。	(2) 不足のときの調達方法 災害の状況等により医薬品等が不足する場合は、市は地域災害医療対策会 議に調達を要請する。地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品 等販売業者の被害状況を <u>災害薬事コーディネーターとともに</u> 速やかに把握 <u>し</u> 、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販 売業者に対し供給を要請する。
	第8章 道路交通規制・緊急輸送対策	第8章 道路交通規制・緊急輸送対策
	第1節 道路交通規制等	第 1 節 道路交通規制等
373	3 自動車運転者の措置	3 自動車運転者の措置
	(1) (略)	(1) (略)
	ウ 警察官又は <u>道路管理者</u> の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に	ウ 警察官又は <mark>道路管理者等</mark> の命令や指示を受けたときは、その命令や指示
	従って車両を移動等すること。	に従って車両を移動等すること。
	オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車 し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは	オ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車 し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままと <mark>するか運転席などの車</mark>
	ロックしないこと。	内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックし
		ないこと。
374	5 相互協力	
	(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び	- '
	関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。	び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行う。
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策
375	2 道路管理者(市、県(建設部)、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、	2 道路管理者(市、県(建設部)、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、
	愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社)における措置	愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社)における措置
	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換	(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報交換
	被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握す	被害を受けた道路や冠水による道路状況及び交通状況を速やかに把握す
	るため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に	るため、道路パトロールカーによる巡視等の実施により、道路情報の収集に
	努め、道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。	努め、道路情報システム <mark>等</mark> の活用により、関係機関との間で情報の共有を行
	第4節 緊急輸送手段の確保	う。 第4節 緊急輸送手段の確保
378	4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲	4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲
379	(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)
	(追加)	(7) 被災者(滞留者、要配慮者、傷病者等)及びボランティア

	第9章 浸水対策	第9章 浸水対策
	第1節 浸水対策	第 1 節 浸水対策
380	2 市、県(建設部、農林水産部)及び関係機関における措置 (1) 大規模災害が発生した場合の対策 ウ 浸水対策資機材 (7) 地震後の、堤防の広範囲にわたる崩壊に対する復旧等に大量の土砂が 必要となる場合が考えられる。このため、特に応急復旧が急がれると想 定される箇所周辺での緊急用土砂採取について、あらかじめ確保の方策 を定める。	 2 市、県(建設部、農林水産部)及び関係機関における措置 (1) 大規模災害が発生した場合の対策 ウ 浸水対策資機材 (削除)
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
382	1 市における措置 (1)(略) (2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅 等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 (3)開設・運営の担当者 (略) (4)(略) (追加)	1 市における措置 (1)(略) (2) 多様な避難所の確保 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル 等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 (3)避難所の開設・運営の担当者 (略) (4)(略) (5) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講ずる。 (6) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。
386	6 運営上の留意事項 (5) 良好な生活の確保 (略) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の 提供、被災者に対する入浴の提供及び避難所等で被災者が使用する自治体所	6 運営上の留意事項 (5) 良好な生活の確保 (略) 災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の

	有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ、これらの業務の提供を要請する等、避難所の公衆衛生の向上に努める。	有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
388	2 市における措置 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援 ニーズを収集する。 エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣(ボランティアセンターを通じ て依頼)	2 市における措置 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。
	第 11 章 水・食料・生活必需品等の供給	第 11 章 水・食料・生活必需品等の供給
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給
400 401	2 食料の応急供給体制の確立 (5) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。	2 食料の応急供給体制の確立 (5) 米穀の原料調達 イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料(玄米)調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(第4章 I 第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き)」により調達を図る。
	第 12 章 環境汚染防止及び地域安全対策	第 12 章 環境汚染防止及び地域安全対策
	第2節 地域安全対策	第2節 地域安全対策
409	1 県警察における措置 (1) 社会秩序の維持対策 ア 避難後の住宅密集地域、避難場所、食料倉庫、金融機関等の防犯対策及 び各種犯罪の多発地域等については、重点的に警ら警戒、広報活動を強化 し、各種犯罪の未然防止に努める。 (2) (略) (3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署に行方 不明者相談窓口を設置する。	1 県警察における措置 (1) 社会秩序の維持対策 ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。 (2) (略) (3) 行方不明者発見・保護活動 行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

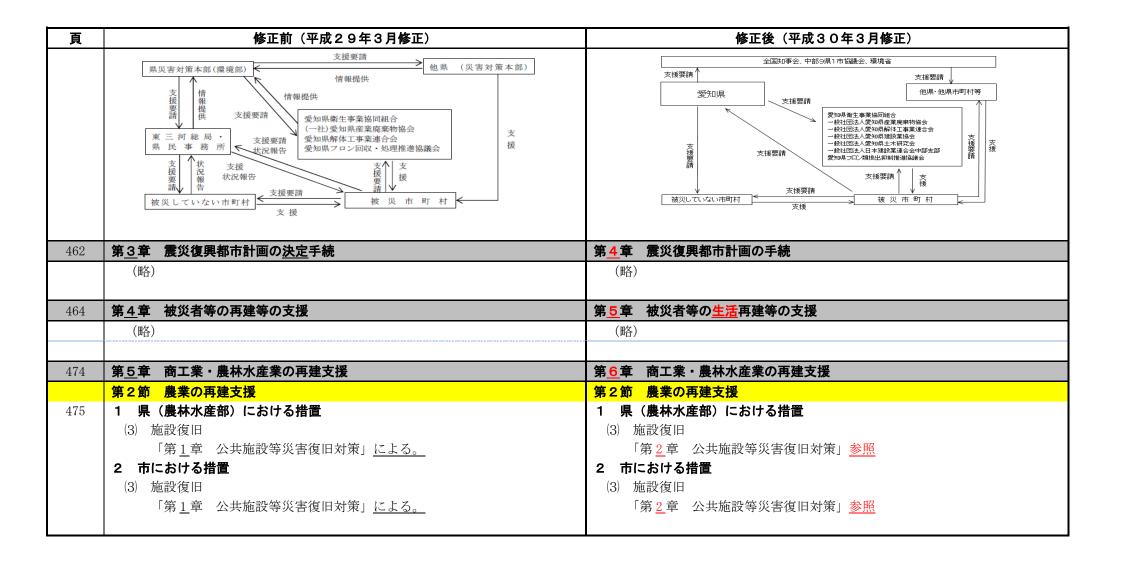
	(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は <u>、警戒</u> 活動を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備 業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警 備員の出動要請を行う。	(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等。 活動等。 を円滑に実施するため、一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行う。
	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策
414	■基本方針 ○下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 (追加)	■基本方針 ○下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急 措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼ すばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。 ○復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示する。
	第2節 電力施設対策	第2節 電力施設対策
415 417	1 電気(中部電力株式会社) (7) 広域運営による応援 「非常災害時における復旧応援要綱」(中央電力協議会)及び「資材及び <u>役務の相互融通に関する規定」(中地域電力協議会)に基づき</u> 、必要に応じ て他電力会社へ応援を依頼する。	1 電気(中部電力株式会社) (7) 広域運営による応援 <u>電力広域的運営推進機関と協調するとともに</u> 、必要に応じて他電力会社へ 応援を依頼する。
	第4節 上水道施設対策	第4節 上水道施設対策
418 419	1 水道事業者(市及び県(健康福祉部、企業庁))における措置 (2) 応援の要請 ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは <u>他府県</u> 等への応援を要請する。	 1 水道事業者(市及び県(健康福祉部、企業庁))における措置 (2) 応援の要請 ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。
	第 15 章 住宅対策	第 15 章 住宅対策
423	■基本方針 ○あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その 危険性を周知することにより、2次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を 図る。 (追加)	■基本方針 ○あらかじめ登録された各種調査の判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、2次被害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。 ○判定活動の実施にあたっては、各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
	第2節 被災宅地の危険度判定	第2節 被災宅地の危険度判定
427	2 市における措置	2 市における措置

	(2) 被災宅地危険度判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 (追加)	(2) 被災宅地危険度判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅 地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の 目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違 い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。
	第 17 章 学校における対策	第 17 章 学校における対策
	第 17 章 学校における対策 第 5 節 教科書・学用品等の給与	第 17 章 学校における対策 第 5 節 教科書・学用品等の給与
442	第5節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置	第5節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置
442	第5節 教科書・学用品等の給与	第5節 教科書・学用品等の給与
442	第5節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置	第5節 教科書・学用品等の給与 1 市における措置

「清須市地域防災計画」新旧対照表(災害復旧・復興計画)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	4 災害復旧・復興計画	4 災害復旧・復興計画
453	■あらまし 全体として、5の章から構成される。 大規模災害時においては、多くの市民が死傷し、家族や家財等を失う。また、ライフライン施設の損壊等により、かなりの社会的混乱が生ずることが予想される。この編では、これらの混乱を速やかに収拾するための復旧・復興計画をとりあげている。 (追加) 第1章では、市民生活再建のために国・県・各機関及び市が行う各種援助施策のあらましを示すとともに、「激甚災害の指定」について記載している。 第2章では、復旧・復興に際して、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある災害廃棄物の処理や環境汚染事故の防止、処理の手順等を記載している。 第3章では、大規模地震により被災した地区の復興を行うために必要な震災復興都市計画の決定手続きについて記載している。 第4章では、被災者の生活再建等に向けた支援として、り災証明書の交付手続きや住宅の供給、全国から寄せられる「義援金の受入れ・配分」の手順等を記載している。 第5章では、被災した中小企業、農業者に向けた支援として、支援情報の提供及び相談窓口の設置、金融支援等について記載している。	■あらまし 全体として、6の章から構成される。 大規模災害時においては、多くの市民が死傷し、家族や家財等を失う。また、ライフライン施設の損壊等により、かなりの社会的混乱が生ずることが予想される。この編では、これらの混乱を速やかに収拾するための復旧・復興計画をとりあげている。 第1章では、大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るために、復興計画の策定、国や他の普通地方公共団体の職員の派遣要請について記載している。 第2章では、市民生活再建のために国・県・各機関及び市が行う各種援助施策のあらましを示すとともに、「激甚災害の指定」について記載している。 第3章では、復旧・復興に際して、人の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれのある災害廃棄物の処理や環境汚染事故の防止、処理の手順等を記載している。 第4章では、大規模地震により被災した地区の復興を行うために必要な震災復興都市計画の決定手続きについて記載している。 第5章では、被災者の生活再建等に向けた支援として、り災証明書の交付手続きや住宅の供給、全国から寄せられる「義援金の受入れ・配分」の手順等を記載している。
454	(追加)	第1章 復興体制
		■基本方針 ○ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。 ○ 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。 ○ 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。 ○ 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。 第1節 復興計画等の策定

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
454		<u>1 市における措置</u>
		(1) 市復興計画の策定
		特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数
		の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する
		地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市
		<u>復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における</u>
		円滑かつ迅速な復興を図る。
		第2節 職員の派遣要請
		1 市における措置
		(1) 国の職員の派遣要請(復興法第53条)
		市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機
		関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
		(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請(地方自治法第 252 条の 17)
		市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地 方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。
		市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員
		の派遣について、あっせんを求めることができる。
		また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普
		通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。
454	第 <u>1</u> 章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策
	(略)	(略)
458	第 <u>2</u> 章 災害廃棄物処理対策	第 <u>3</u> 章 災害廃棄物処理対策
	第 1 節 災害廃棄物処理対策	第 1 節 災害廃棄物処理対策
458	2 ごみの収集・運搬、処分	2 ごみの収集・運搬、処分
460	(4) 激甚な大規模災害が発生した場合	(4) 激甚な大規模災害が発生した場合
	(略)	(略)
	【災害時の支援体制】	【災害時の支援体制】



「清須市地域防災計画」新旧対照表(東海地震に関する事前対策)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)			
	5 東海地震に関する事前対策	5 東海地震に関する事前対策			
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策			
	第4節 交通対策	第4節 交通対策			
489	1 道路	1 道路			
490	(1) 運転者のとるべき措置の周知	(1) 運転者のとるべき措置の周知			
	イ <u>車両</u> を置いて避難するときは、できる <u>限り</u> 道路外の場所に移動しておく	イ <u>車</u> を置いて避難するときは、できる <u>だけ</u> 道路外の場所に移動しておくこ			
	こと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐	と。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車			
	車し、エンジンを止めエンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアは	し、エンジンを止めエンジンキーは付けたまま <u>とするか運転席などの車内</u>			
	ロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対	<u>の分かりやすい場所に置いておくこと</u> とし、窓を閉め、ドアはロックしな			
	策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。	いこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の			
		妨げとなるような場所には駐車しないこと。			
	(5) 緊急輸送車両の確認	(5) 緊急輸送車両の確認			
	ウ 緊急輸送車両であると <u>認定</u> したときは、西枇杷島警察署は「緊急 <u>通行</u> 車	ウ 緊急輸送車両であると <mark>確認</mark> したときは、西枇杷島警察署は「緊急 <mark>輸送</mark> 車			
	両確認証明書」を「標章」とともに申請者に交付する。	両確認証明書」を「標章」とともに申請者に交付する。			
	第5節 飲料水 <u>の確保</u>	第5節 飲料水 <u>、電気、ガス、通信及び放送関係</u>			
492	4 通信会社における措置	4 通信会社における措置			
	(2) 放送	(2) 放送			
	日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画	日本放送協会名古屋放送局は、警戒宣言が発せられた場合、防災業務計画			
	により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村 <u>の</u>	により防災組織を整備して、自ら活動を実施するとともに、県及び市町村 <mark>と</mark>			
	活動が円滑に行われるようその業務について協力する。	協力して減災・防災に向けた活動を行う。			

「清須市地域防災計画」新旧対照表(原子力災害対策計画)

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	第1編 災害予防	第1編 災害予防
	第1章 放射性物質災害予防対策	第1章 放射性物質災害予防対策
	第4節 被ばく医療機関の把握	第4節 <u>原子力災害に対応する</u> 医療機関の把握
505	放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原	放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原
	子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医	子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、あらかじめ専門医
	を置く国立研究開発法人放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区)等の県外の原子	を置く <mark>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</mark> 等の県外の原子力災害拠点
	力災害拠点病院等の連絡先の把握に努める。	病院等の連絡先の把握に努める。
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策
	第5節 緊急輸送態勢の確保	第5節 緊急輸送態勢の確保
507	市は、県警察が実施する緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよ	市は、県警察が実施する緊急時の応急対策 <mark>が</mark> 円滑に行 <u>われ</u> るよう協力する。
	う協力する。	
	第6節 健康被害防止に係る整備	第6節 健康被害防止に係る整備
	1 原子力災害に対応する医療機関の把握	1 原子力災害に対応する医療機関の把握
	放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原	放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原
	子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く	子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く
	国立研究開発法人放射線医学総合研究所 (千葉市稲毛区) 等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等 の連絡先を把握する。
	拠点物院寺の理解元を指揮する。 第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	の理解元を指揮する。 第 8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備
508	(5) 市は、県と協力し、県が実施する災害情報共有システム(Lアラート)の	(5) 市は、県と協力し、県が実施する災害情報共有システム(Lアラート)の
500	活用等、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利	活用等、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利
	用した文字多重放送、ホームページ(インターネット)、広報用電光掲示板、	用した文字多重放送、Webサイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話
	CATV、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)等の活用に努める。	(緊急速報メール機能を含む。)等の活用に努める。
	第2編 災害応急対策	第2編 災害応急対策
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策
	第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第 1 節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
534	次表 県ホームページ	次表 県Web サイト
	第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定	第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定
535	(1) 県は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林	(1) 県は、OILの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林
	水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を <u>県ホームページ</u> 等で公表す	水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を <mark>県Webサイト</mark> 等で公表する。

頁	修正前(平成29年3月修正)	修正後(平成30年3月修正)
	る。	
	第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動
535	1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導	1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導
536	(1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。ア(略)イインターネット、ホームページの活用による情報提供ウ~オ(略)	(1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。 ア(略) イ インターネット、Webサイト等の活用による情報提供ウ~オ(略)
	第3編 災害復旧	第3編 災害復旧
	第4節 心身の健康相談の実施	第4節 心身の健康相談の実施
540	市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。なお、必要な場合には事業者に協力を求めることができる。	市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。 なお、必要な場合には <u>原子力</u> 事業者 <mark>等関係機関</mark> に協力を求めることができる。

清須市地域防災計画」新旧対照表(附属資料・様式集)

頁	修正前(平成29年3月修正)				修正後(平成30年3月修正)						
	第3 各種施設等			第3 各種施設等							
	3 防災備蓄倉庫一覧					3 防災備蓄倉庫一覧					
14	番号	施 設 名	所 在 地	備考	番号	施設名	所 在 地	備考			
	<u>25</u>	旧夢の森保育園駐車場	春日八幡66番地2	10ftコンテナ	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
	<u>26</u>	(略)	(略)	(略)	<u>25</u>	(略)	(略)	(略)			
	<u>27</u>	(略)	(略)	(略)	<u>26</u>	(略)	(略)	(略)			
	<u>28</u>	(略)	(略)	(略)	<u>27</u>	(略)	(略)	(略)			
	<u>29</u>	清洲 <u>支所</u> 備蓄倉庫	清洲一丁目6番地1 <u>清洲支所</u>		<u>28</u>	清洲 <u>保健センター</u> 備蓄	清洲一丁目6番地1				
			内			倉庫					
	<u>30</u> ∼ <u>39</u>	(略)	(略)	(略)	<u>29</u> ∼ <u>38</u>	(略)	(略)	(略)			
	<u>40</u>	西枇杷島 <u>支所</u> 備蓄倉庫	西枇杷島町弁天1番地6		<u>39</u>	西枇杷島備蓄倉庫	西枇杷島町弁天1番地6				
	<u>41</u> ∼ <u>44</u>	(略)	(略)	(略)	<u>40</u> ∼ <u>43</u>	(略)	(略)	(略)			
	第5 条例·規則等				第5条	例・規則等					
		市災害対策本部要綱			4 清須市災害対策本部要綱						
23~24	1.5	災害対策本部)			(現地災害対策本部)						
	第8条 本部長は、災害地において被災現地に機動的かつ迅速な応急対策を実施										
			は、現地災害対策本部(以)	「現地本部」とい	する必要があると認めた場合には、現地災害対策本部(以下「現地本部」とい						
	う。)を設置する。				う。)を設置する。						
	2 現地本部は、災害地を主に管轄する支所に設置するものとする。なお、本部					(削除)					
	長が特に必要と認めた場合は、支所以外に設置することができる。					0. 用地表现分,用地似字基础表现目(NTT「相比去现目,1)、2. \					
	災害対策副本部長(以下「現地副本部長」という。)、現地災害対策本部員(以										
	下「現地本部員」という。)及び現地災害対策本部の職員(以下「現地本部の職員)という。)ない思く										
	職員」という。)を置く。			職員」という。)を置く。 <mark>3~9</mark> (略)							
	<u>4</u> ∼ <u>10</u> (⊞	(1)			<u>3~9</u> (1	哈)					
24	r / l				r /. I	Ħil					
∠ '1	***	- 則 示は、平成24年4月1日:	から施行する		附 則 この告示は、平成24年4月1日から施行する。						
		リ ・ 関(平成26年7月31日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			この音がは、平成24年4月1日から爬119つ。 附 則(平成26年7月31日告示第43号)						
	この告え	示は、平成26年8月1日	から施行する。		この告示は、平成26年8月1日から施行する。						

頁	修正前(平成29年3月修正)			修正後(平成30年3月修正)			
					附 則(平成29年1月5日告示第2号)		
					この告示は、平成29年1月10日から施行する。		
0.0		by a 8 BB G					
26	別表(第5条、第7条関係)			別表(第5条、第7条関係)			
	部	班 (班長)	所掌事務	部	班 (班長)	所掌事務	
	市民環境部	市民班 (市民課長)	1 被災・り災証明書の発行に関すること	市民環境部	市民・市民サービスセ	1 被災・り災証明書の発行に関すること	
			2 避難所との連絡調整に関すること		<u>ンター</u> 班 (市民課長)	2 避難所との連絡調整に関すること	
			3 義援金の配布及び義援物品の受領に関す			3 義援金の配布及び義援物品の受領に関す	
			ること			ること	
			4 部内の連絡調整に関すること			4 部内の連絡調整に関すること	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(昭)	
		支所班(支所所長)	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する こと 2 被災・り災証明書の発行に関すること 3 食糧並びに物資の調達、仕分け、配送及び 配給に関すること 4 庁舎の被害状況の調査及び応急復旧に関すること		(削除)	(削除)	
32	5 清須市防災行政用無線局管理運用規程 別表(第8条関係) 清須市防災行政無線局同報系設置場所 (2) 屋外拡声子局			5 清須市防 別表(第8条 (2) 屋外拡声		用規程 政無線局同報系設置場所	

	修正前(平成29年3月修正)			修正後(平成30年3月修正)			
識別信号	設置場所	所在地番	識別信号	設置場所	所在地番		
きよすし36	西枇杷島問屋記念館	西枇杷島町西六軒20番地	きよすし36	西枇杷島問屋記念館	西枇杷島町西六軒20番地		
(追加)	(追加)	(追加)	<u>きよすし37</u>	ツツミ田公園	土田二丁目8番地4		
(追加)	(追加)	(追加)	きよすし38	<u>新橋西公園</u>	清須春日新橋西土地区画整理事業7 街区		
きよすしこじょう	が 	西枇杷島町古城二丁目15番地1	きよすしこじょう いち	枇杷島公園 (北)	西枇杷島町古城二丁目15番地1		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	清洲 <u>支所</u>	清洲一丁目6番地1		清洲保健センター	清洲一丁目6番地1		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		